

## 新地方公会計制度研究会（第5回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成18年5月8日（月）17：00～18：50
- 場所：総務省8階第1特別会議室
- 出席者：跡田座長、桜内委員、森田委員、和田委員  
瀧野自治財政局長、岡本大臣官房審議官、門山行政課長、平嶋地方債課長、  
丹下公営企業課長、青木財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 報告書案について
- (2) その他

### 【配布資料】

新地方公会計制度研究会報告書（案）

### 【当日配布資料】

「新地方公会計制度研究会」報告をうけた今後の検討のあり方（案）

### 【概要】

- 座長、各委員、事務局から報告書（案）に基づき説明  
（座長）
  - ・ 前回からの主な修正点は、2年を目途にという先進団体等の区分をやめて、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は3年を目途にした点と、検討の場のテーマを「専門的知識や事務処理負担を要する資産評価方法を中心とした諸課題」と具体的に記述した点。
  - ・ 表紙については、報告書に入れるので、「序」として、総括のような意味としたい。  
（事務局）
    - ・ ご指摘を踏まえ、第一章については、位置付けを先に記述し、全体として、部は章に修正。第二章、第三章の表題はまだ整理がついておらず、空欄としている。
    - ・ 第52段落で、住民の前に「主権者としての」を入れるよう、桜内委員からご意見があった。
- （桜内委員）
  - ・ 「主権者としての」が入った方がロジカルにつながると思う。他の部分は、損益計算書との名称を行政コスト計算書に統一した以外、基本的に前回と同じ。
  - ・ 第三章が森田委員の提案部分として独立したため、税金に関する収益説をとった場合の文章と様式を第二章に追加。
  - ・ 表題については、閣議決定で基準という言葉が使われていることから、「地方公共団体財務書類作成基準モデル」と提案したい。

(森田委員)

- ・ 第三章の第一部は検討の経緯で、第二部は様式の主な改訂ポイントとして、表示科目の見直し、売却予定資産の別建て、退職手当の積立状況の明確化や純資産変動計算書の導入などを挙げている。
- ・ 第三部の今後の検討課題は、いわゆる実務指針で整理すべきもののご指摘が桜内委員からあったが、総務省方式でも公有財産台帳と複式簿記を取り入れることが可能ということを示すため、この段階で書いている。

○ 以下、主な意見

- ・ 5回のみでの審議であり、表紙と第一章は報告書でいいが、第二章以下は別添とすべきではないか。序の部分は序でなく本文でいいのでは。
- ・ 導入コストの一部支援や総務省からのソフトの提供などは、この研究会の意見としてつけるべきか。活用方法や評価の位置付けなどを書いた方が格調高いのでは。
- ・ 第二章は損益計算書概念でまとまっているのに、言葉だけ行政コスト計算書に戻していいのか。これまでの行政コスト計算書とも意味合いが異なるのでは。
- ・ 序の横に副題として総括と入れてもいい。
- ・ 小規模団体は業務に追われていて、人員がいないので、コスト、物、知識の面など国が支援することが必要ではないか。
- ・ 序の3で、団体に対するプログラムの提供等がまず先に来て、その後、小規模団体へは導入コストの一部を支援するなど、きめ細かな支援、指導ということを検討すべきとしてはどうか。「例えば」のところは議論があるので消しておくべき。
- ・ 規模に応じてある程度の費用を負担しても、十分内部的にそれ以上の効果があると考える。
- ・ 第三章の第一部で「モデル検討の経緯」があるが、第一章の中に吸収できないか。
- ・ 損益計算書の名称を行政コスト計算書に変えて中身が変わるとは考えていない。内容の変更を伴わない財務書類の名称変更は海外でよくある。
- ・ 第二章の科目の定義は国準拠。純資産変動計算書の表示科目は国よりも詳しくなっているが、国と同じものに組み替えるのは容易。
- ・ 第三章も国と相容れない部分は基本的にはないが、国は5年に一度の評価替えをしているのに対し、こちらは段階的導入としている。
- ・ 第二章を「地方公共団体財務書類作成にかかる研究会の基本モデル」、第三章を「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」としてはどうか。
- ・ 第二章を「地方公共団体財務書類作成にかかる研究会基準モデル」ではどうか。
- ・ 第三章を「地方公共団体財務書類作成にかかる研究会（総務省方式改訂）基準モデル」ではどうか。
- ・ 研究会の文章に「研究会」との文言をなぜわざわざ入れるのか、外してほしい。「地方公共団体財務書類作成基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」と提案したい。単なる参考資料にすべきというのは問題外である。
- ・ 研究会がモデルを提示し、各自治体でパイロットテストをやった上で、会計基準に到達するという整理が第一章の考え方だと思う。

- ・ 2つのモデルは、並列というには若干の抵抗感がある。国準拠型の第二章とオルタナティブなアプローチとしての第三章がある。
- ・ 第二章は「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」、第三章は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」で了解いただきたい。
- ・ 第三章においても、行政コスト計算書から地方税等を抜いた理由を明確にすべき。
- ・ その理由は、一般財源の増減のみを行政コスト計算書で表示し、それ以外の純資産を純資産変動計算書に持って行くより、一括して純資産変動計算書で示した方がいからである。

○ 今後の検討のあり方についての主な意見

- ・ 検討の場の位置付けについては明確ではないが、今の段階では、本研究会からワーキングとしてできると考える。
- ・ 現場で実施可能なかどうか、どの程度の細かさで物事を決めないと各団体が動かないのかについては、自治体関係者の参画が重要。
- ・ 資産評価については、2つのモデルで基本的に同じだと思う。
- ・ 総務省方式で早急に見直しを行う点については、今後詰めていく必要がある。
- ・ 現場の方たちで、問題点をピックアップしていただき、理念的な議論よりも、実務的な検討をしていただきたい。

○ その他

今週中に各委員と報告書の最終調整を行う。

以 上